

国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 28 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年10月国立市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。